

派遣法に基づく情報提供

株式会社アルプスアグリキャリア

1. マージン率

事業所名称	マージン率	対象期間
本社	33.7%	2025年度(1月～12月)
名古屋営業所	36.0%	2025年度(1月～12月)

2. 労使協定に関する事項

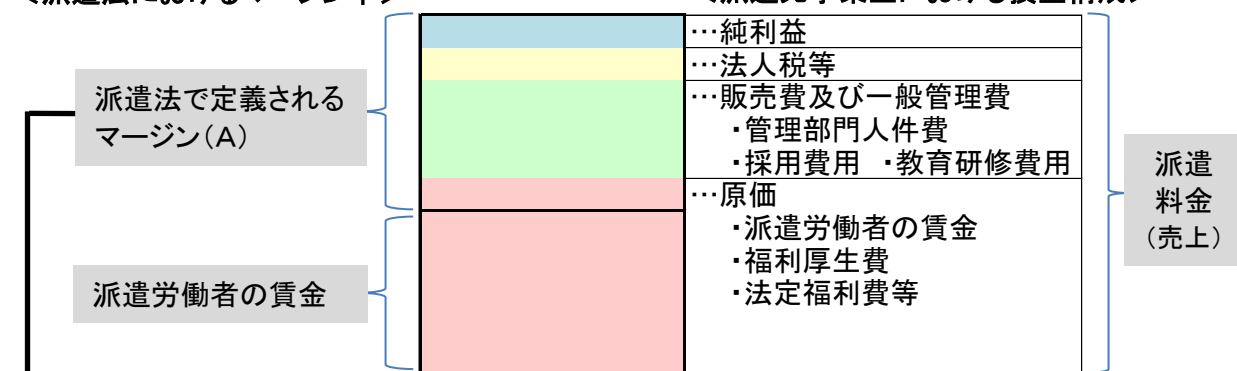
事業所名称	労使協定 締結の有無	対象派遣労働者の範囲	協定の有効期間の終期
本社	有	全派遣労働者	2027年3月31日
名古屋営業所	〃	〃	〃

派遣法で定められたマージン率の算出方法＝ $\frac{\text{マージン(派遣料金－派遣労働者の賃金)}}{\text{派遣料金(売上)}}$

●マージン率について(イメージ図)

<派遣法におけるマージン率>

<派遣元事業主における損益構成>



●上記マージン(A)に含まれる費用など

派遣元事業主である当社は、上記マージン(A)から、会社運営経費の他、以下のような会社負担経費等を支出しております。

- ・キャリアアップ支援等の教育研修費
- ・通信教育等の受講費
- ・当社管理部門の人件費
- ・当社の採用活動に係る経費
- ・法定福利費(健康保険、厚生年金保険の会社負担分、労働保険料等)
- ・福利厚生費(社宅家賃補助費、健康診断費用等)
- ・営業利益
- ・永年勤続祝い金

など

●当社の福利厚生 関連制度

- ・年次有給休暇、特別休暇、育児休業、介護休業等
- ・アルプス技研グループ所有および提携保養所の利用
- ・慶弔見舞金
- ・クラブ活動等の補助金
- ・アルプス技研グループ共済会
- ・子ども・子育て支援金

など

●アルプス技研が加盟する業界団体(NEOA)HPにて、「マージン率についての考え方」が掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.neoa.or.jp/data/margin2015.pdf>